

各 { 都 道 府 県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中
 { 特 別 区 }

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

保健所の業務継続のための体制整備について

新型コロナウイルス感染症対策については、帰国者・接触者相談センターや積極的疫学調査等により保健所の業務が増大しているところです。一方で、新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるためには、積極的疫学調査等に重点的に人員を投入し、患者クラスターの連鎖を断ち切るための取組を強力に進める必要があります。

つきましては、保健所の業務継続のための体制整備のため、下記の事項について御検討いただくようお願いいたします。

記

1 帰国者・接触者相談センターの外部委託について

「帰国者・接触者相談センターの運営について」（令和2年3月11日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、帰国者・接触者相談センターの業務の全部又は一部について、地域の医師会や医療機関などに外部委託することを可能としたところであり、保健所業務の効率化の観点から御検討をいただくようお願いいたします。

2 非常勤職員の活用について

帰国者・接触者相談センターの設置のために必要となる人員については、「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」（平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号厚生労働事務次官通知の別添）における「新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業」により、また、積極的疫学調査等のために必要となる人員については、上記交付要綱における「感染症発生動向調査事業」により、非常勤職員の雇用に係る経費を助成しているところです。例えば、退職した元保健所職員を雇用するなど、本補助金を活用した保健所の体制整備について御検討いただくようお願いいたします。

3 その他の保健所の業務継続のための体制整備について

以下の取組例を参考に、各保健所の実情を踏まえた体制整備について御検討いただくようお願いいたします。

(1) 保健所職員の拡充に係る取組例

- ・保健所内の感染症以外の業務を担当する職員による感染症担当部局の応援支援の体制を整備。
- ・事務系職員の応援支援（相談センターの相談内容の振り分け、長時間の傾聴が必要な電話への対応等）により、技術系職員が技術的な業務に専念できるような体制を整備。
- ・管内市町村や、教育研究機関、医療機関等の協力を得て、専門職員の応援派遣等により保健所の体制を整備。

(2) 保健所業務の軽減・効率化に係る取組例

- ・保健所の業務を精査し、緊急性の低いものについて縮小・延期等を検討。

(3) 保健所の取組に係る啓発

- ・保健所の業務について関係機関や地域住民による理解・協力が得られるよう、保健所による感染拡大防止等の取組の重要性について啓発。